高齢者総合ケアセンターこぶし園

こぶし24時間ケアサービスステーション

障害者虐待防止の指針

１　虐待防止に関する基本的考え方

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者総合支援法ならびに障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の防止及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、職員に対して本指針に従って業務にあたるよう周知することに努めます。

虐待は人が尊厳をもって生きていくことを拒むすべての行為であると考え、どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはいけないものです。

当事業所では、同法の趣旨を踏まえ、障害者総合支援法が掲げる「尊厳の保持と自己決定の尊重」という目的を達成し、こぶし園が掲げる理念「その人の築き上げてきた暮らしを支える」を実現するため、虐待の未然防止、早期発見、早期対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じ、ご利用者の安全、安心する暮らしの場の提供に取り組みます。

また、虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為の禁止を指示するだけのものではなく、利用者の虐待の前段階として存在すると思われる「不適切なケア」を行わないようにし、またその不適切なケアを生み出したり、放置したりする背景があればそれを改善します。

利用者の人権を守り、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方として定めます。そのための具体的な組織体制、取り組み内容について、本指針に定めるとともに、運営規定に明示します。

２　障害者虐待の種類

ア）身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

イ）性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者にわいせつな行為をさせること。

ウ）心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ）放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

オ）経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

３　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

① 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。

委員会の責任者は事業所管理者とします。虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者はサービス提供責任者とします。（以下担当者）

② 虐待防止委員会の開催

身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合があり、こぶし園のブロック内で連携して虐待防止検討委員会を開催します。

委員会は、法令上必要回数開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

③ 障害者虐待防止委員会の役割

ア）虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について改善策を検討する。

イ）従業者は、虐待の状況、背景等を記録するとともに、管理者に報告する。

ウ）イにより報告された事例を集計し、分析する。

エ）事例の分析に当たっては、発生時の状況等を分析し発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ）報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ）再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

４　虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基本的内容等の適切な知識と対応を周知するとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

① 定期的な研修の実施（年１回以上）

② 新任職員への研修の実施
③ その他必要な教育・研修の実施
④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管
⑤ 研修の欠席者に対しては担当者より後日伝達研修を行い、その結果を研修記録

５　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな改善に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処します。
② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

６　虐待等が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

① 事業所内で虐待等が疑われる場合は、事業所管理者・虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
② 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
③ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

７　成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

８　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、高齢者総合ケアセンターこぶし園において設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

９　当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

１０　その他

　権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

本指針は、令和８年７月１３日より運用します。